

<平成29年度報告>

平成28年度

階上町教育委員会の
事務の点検及び評価
に関する報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務が階上町教育施策の方針に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価し、報告するものです。

階上町教育委員会

◆まえがき

階上町教育委員会では、第4次階上町総合振興計画の基本理念を踏まえ、「未来をにやう人づくり」に向け、人間尊重の精神を基調として、変動する社会に主体的に対応できる町民の育成を目指し

1. 豊かな心と個性を育む学校教育の充実
2. 生きがいのある生涯学習の推進
3. 地域に根ざした文化・スポーツの振興

を、関係機関・諸団体と連携を図りながら推進しております。

この報告書は、階上町教育委員会の取組について、外部の学識経験者などから意見を伺いながら点検及び評価を実施し、その点検結果について総括的評価を頂いた結果を取りまとめたものであり、今後の教育行政の推進及び町民への説明資料に資するため作成したものです。

町民の皆様には、本報告書をご覧いただき、階上町教育委員会の取組についてご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年2月

階上町教育委員会

目 次

I	点検及び評価の概要	
	1. 階上町教育委員会評価の流れ P. 2
	2. 事業の評価 P. 3
	3. 評価結果の公表 P. 4
	4. PDCAサイクルの確立にむけて P. 4
	5. 点検評価アドバイザー会議の概要 P. 5
II	平成28年度 階上町教育委員会の方針と重点	
	1. 教育基本方針・教育目標 P. 6
	2. 学校教育の方針と重点 P. 6～8
	3. 社会教育の方針と重点 P. 9
	4. スポーツ振興の方針と重点 P. 10
	5. 文化財保護の方針と重点 P. 11
III	平成28年度主要施策 P. 12～13
IV	点検評価アドバイザー（学識経験者）による意見 P. 14～15
V	階上町教育委員会評価結果一覧表 P. 16
	〈参考資料〉	
	※平成28年度教育委員会審議案件等一覧 P. 17～18
	※点検及び評価実施要綱 P. 19
	※関係法令 P. 20

I 点検及び評価の概要

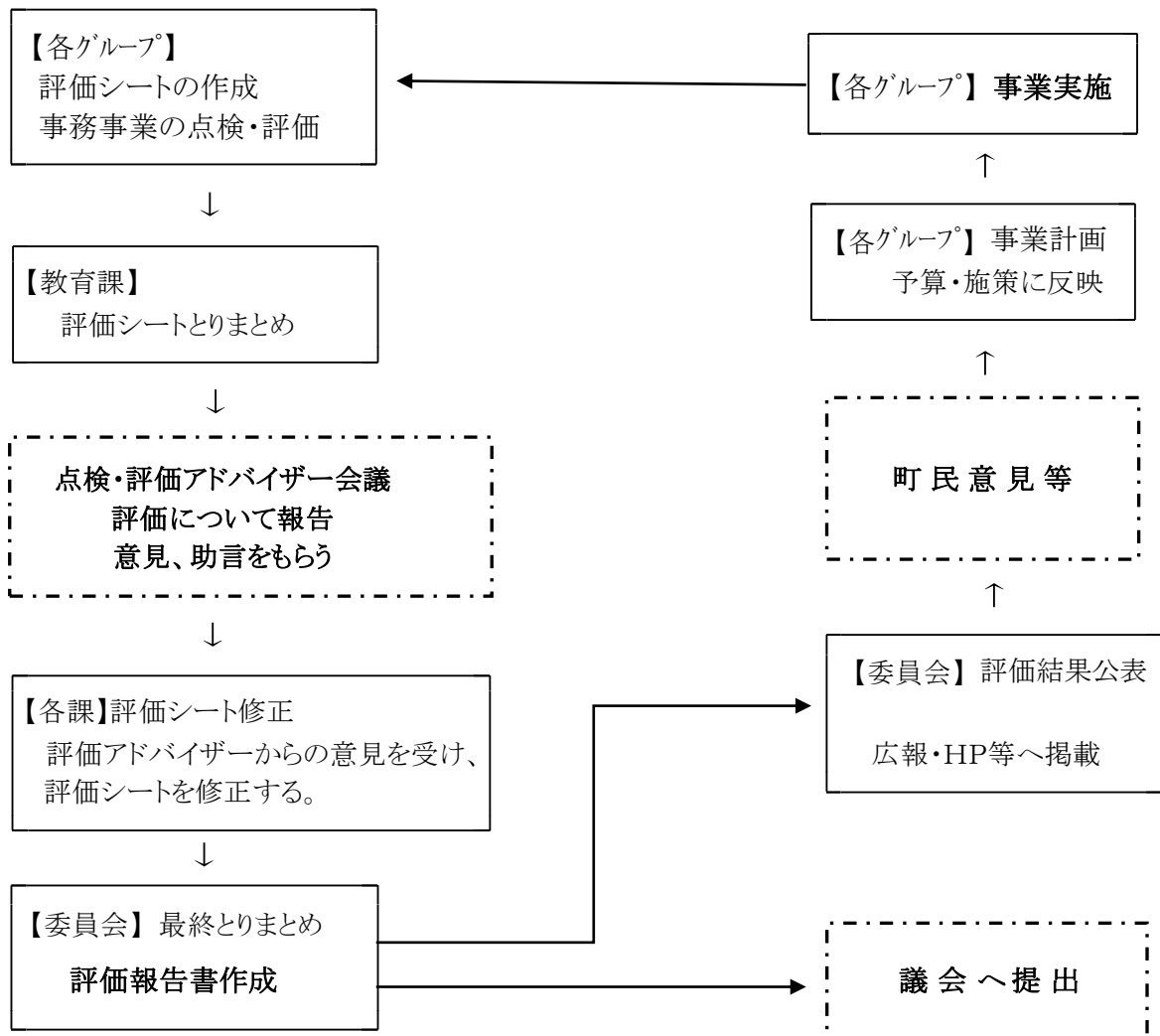
1 階上町教育委員会評価の流れ

評価は各事業等について、所管グループが評価シートを作成することから始まり、行政内部による評価を行います。この行政内部による評価内容について、点検評価アドバイザー（学識経験者）から評価内容の客観性の検証と、改善に対する助言等をいただきます。

その総括的評価を頂いた結果を取りまとめたものを議会へ報告し、評価概要や評価表を公表します。

また、公表により町民の皆さんからいただく意見、要望も参考にし、今後の事業計画に反映していきます。以上のサイクルを毎年繰り返すことで、事業の改善を進め、町民のニーズに沿った教育行政の運営に努めます。

評価の流れ



2 事業の評価

(1) 評価観点

①必要性

現在の町民のニーズや社会情勢等に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価します。

②有効性

施策や運営方針、町で策定した総合計画の目的の実現にどの程度寄与しているかを評価します。

③経済・効率性

事業コストがかかりすぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか無駄がないかなど、経済性の面から評価します。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図れないかを評価します。

④目標達成度

目標の達成状況を評価します。併せて、目標の設定水準が適切かどうかも検討します。

◎総合評価：事業の各評価項目を勘案し、総合的に評価をおこないます。

総合評価のランク

A	優れた取組が多く、十分成果が上がっている
B	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている
C	成果が十分上がっておらず、改善の余地が多い
D	成果が殆ど上がっておらず、抜本的な見直しが必要

(2) 判定説明及び考察

各評価項目の評価結果の総括や、今後の課題や抱えている問題などについて、事業全体の視点から捉えた総合的なコメントを記入する。特に課題や問題点が明確になるよう留意する。

(3) 事業の方向性

上記の評価結果を踏まえて今後どのように事業を進めるかを選択する。

3 評価結果の公表

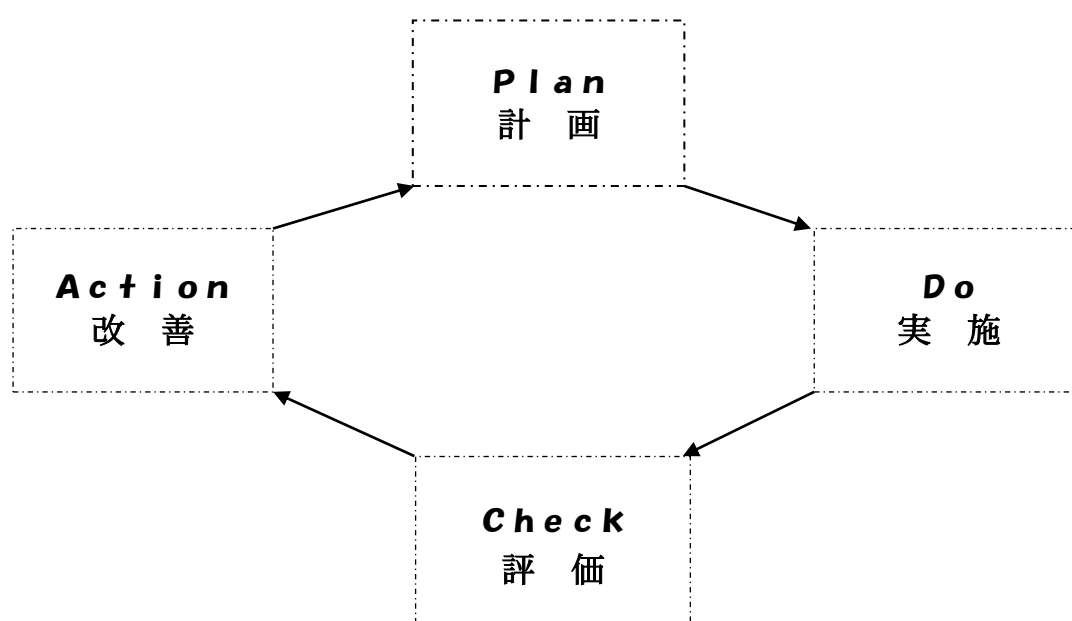
公表に際しては、各グループの評価シートを元に総括のページを取りまとめ評価報告書を作成し、議会へ報告します。また、各評価シートはホームページに掲載し、町民からの意見も広く聴取します。

4 PDCAサイクルの確立にむけて

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政を執行するものです。

これまでも、施策や「事業計画（PLAN）」をするときには、必要な検討を行い、「実施（Do）」してきましたが、町民生活を取り巻く環境も大きく変化し、町教育行政に対する町民ニーズも多様化・複雑化する中で、既存の施策や事業の効果が現時点で十分に現れているか、町民の役に立ち町民満足度を高めているかなど、その成果を検証して「評価（Check）」し、着実に「改善（Action）」していかなければなりません。

予算や人員など経営資源の配分、施策や事業の選択と重点化などの判断を行う上でも、行政評価の成果を十分活用し、改革・改善を進めていくことが望まれます。



5 点検・評価アドバイザー会議の概要

(1) 平成29年度点検・評価アドバイザー

氏名	団体・役職
丹波 勝敏	元階上町立登切小学校長
元沢 節子	元階上町立大蛇小学校教頭

(50音順、敬称略)

(2) 点検・評価アドバイザー会議の開催状況

- ・第1回 点検・評価アドバイザー会議（平成30年2月1日開催）
 - 《内容》・教育委員会の事務の点検及び評価の概要について
 - ・事務事業評価について
 - ・点検及び評価の実施方法に関する意見について
- ・第2回 点検・評価アドバイザー会議（平成30年2月16日開催）
 - 《内容》・報告書まとめ
 - ・評価アドバイザーの意見について

Ⅱ 平成28年度 階上町教育委員会の方針と重点

1 教育基本方針・教育目標

(1) 教育基本方針

階上町教育委員会は、第4次階上町総合振興計画の基本理念「未来をになう人づくり」に向け、平成28年度青森県教育委員会、三八教育事務所の指導方針と重点を踏まえ、各関係機関・諸団体と連携を図りながら、人間尊重の精神を基調として、変動する社会に主体的に対応できる市民の育成を目指した教育の推進に努める。

(2) 教育目標

- ① 学校・家庭・地域・行政が一体となって、夢や志の実現に向けて「豊かな心と確かな学力、健やかな体」を育み、広く社会の発展に貢献できる人材の育成に努める。
- ② 一人一人が文化やスポーツに親しみ、心のふれあいを求めて共に学びあう、豊かでうるおいのある生涯学習社会の形成に努める。
- ③ 階上町民としての連帯意識と愛郷精神の高揚を図り、町民憲章の具現化に努める。

2 学校教育指導の方針と重点

(1) 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、想像力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

(2) 重点

① 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等に主体的・協働的に取り組み、確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 基礎的・基本的内容に即した教材の工夫と教材研究の深化

イ 個に応じた学習過程と評価を重視した指導の工夫

ウ 自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する力を身に付ける指導の工夫

エ 学校図書館等の積極的活用

オ 総合的な学習の時間の充実

② 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に豊かな心をもつことができるよう、全教育活動を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

③ 特別活動の充実

一人一人の子どもが、望ましい集団や豊かな体験の中で互いに個性を認め合い、協力してよりよい生活や人間関係を築いていくことができるよう、自主的、実践的な態度の育成に努める。

- ア 自主的な態度を育てる学級活動の工夫
- イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
- ウ 児童の個性の伸長と触れ合いを深めるクラブ活動の工夫
- エ 感動や連帯感を高める学校行事の工夫

④ 体育、健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送ることができるよう、心と体を一体としてとらえ、健やかな体を育む教育の推進に努める。

- ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- イ 健康に関する知識を身につけ、自ら健康な生活を実践できる指導の充実
- ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができる指導の充実
- エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

⑤ 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協同指導体制の充実
- イ 家庭や地域社会及び関係機関等との連携の充実
- ウ 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営の充実
- エ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

⑥ キャリア教育の推進

一人一人の子どもが、自らの生き方を考え、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基礎となる資質、能力、態度の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

⑦ 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもが、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善、克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- ウ 交流及び共同学習による相互理解の促進
- エ 学習支援員、生活支援員の有効活用

⑧ 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境にかかわる体験学習の推進

⑨ 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語指導助手等の活用や言語活動の工夫・充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

⑩ 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報活用能力を身につけることができるよう、情報モラルにかかわる指導の充実を図り、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるコンピュータ等の適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の推進

⑪ 研修の充実

教職の専門性を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・積極的な研修の推進に努める。

- ア 校内研修体制の整備・充実
- イ 学校課題解決のための実践的研究の充実
- ウ 家庭や地域社会と連携した特色ある教育活動の研究・推進
- エ 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

⑫ 複式教育の充実

少人数の特性を生かし、一人一人の個性・能力の伸長を図るとともに、社会性の育成に努める。

- ア 学校運営・学級経営の創意工夫
- イ 複式指導の充実

3 社会教育指導の方針と重点

(1) 方針

町民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人のつながりを大切に感じる豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしたつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

(2) 重点

① 地域を支える人財育成を目指した一人一人の学習と社会参加の推進

町民一人一人の主体的な学習活動と社会参加活動の支援の充実による人財育成に努める。

- ア 体系的・継続的な学習機会の提供
- イ 多様な社会参加活動の支援の充実
- ウ 地域リーダーの育成と活用

② 次代を担う青少年の育成

自ら生き方を考え、心豊かでたくましい青少年の育成に努める。

- ア 青少年の体験活動の充実
- イ 青少年のキャリア形成の支援
- ウ 子どもの読書活動の充実

③ 学校・家庭・地域の連携や協働の推進

学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体の教育力の向上に努める。

- ア 学校と地域の協働による教育活動の充実
- イ 家庭教育支援の充実
- ウ 地域全体で子どもを育むための仕組みづくり

④ 生涯学習と社会教育の推進体制の整備・充実

生涯学習の振興に資する社会教育推進基盤の整備・充実に努める。

- ア 社会教育推進体制の整備
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動支援

4 スポーツ振興の方針と重点

(1) 方針

町民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、体育協会や各種競技団体との連携を強化し、スポーツ機会の拡充とスポーツに携わる人財づくりに努める。

(2) 重点

① 地域スポーツの推進

地域住民のニーズに対応した多様なスポーツ情報や機会を提供し、また、スポーツ推進委員が中心となり地域スポーツの振興を図るとともに、体育協会との連携を強化し、スポーツに携わる人財づくりと活用、スポーツクラブの拡充に努め、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりに努める。

ア 住民ニーズに対応した多様なスポーツ機会の提供

イ 地域に根ざしたスポーツサークル・団体の育成

ウ 総合型地域スポーツクラブの充実

② スポーツに関わる人財の育成と活用

スポーツ推進委員の専門性を高め、地域スポーツサポーター等を活用した各種大会を開催し、人財の育成に努める。

ア スポーツ推進委員の研修会への積極的な参加奨励

イ スポーツ推進委員の専門性を生かす場の拡充

ウ 大会等を支援するボランティアの募集・登録と活用

③ スポーツ活動推進のための環境整備

スポーツ推進委員と連携し、地域住民があらゆる機会とあらゆる場所において、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりに努める。

ア 各種スポーツ情報の収集・提供

イ スポーツに関する相談体制の充実

5 文化財保護の方針と重点

(1) 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力ある町民生活を実現するため、伝統芸能の保存や後継者育成支援など次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存とその活用に努める。

(2) 重点

① 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

ア 文化財の調査や記録作成を行い、町文化財指定の推進

イ 指定文化財の保存・修理と防災施設整備の充実

ウ 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発

② 文化財の整備と活用

町民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

ア 史跡等の整備充実と活用

イ 文化財や関連施設のネットワーク化と広域的活用及び情報発信

③ 伝統芸能・技術の継承

地域に生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

ア 伝統芸能・技術の保存及び後継者の育成

イ 伝統芸能・技術の発表機会の充実

④ 資料収集施設の整備充実

町民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

ア 資料収集施設の展示・教育的普及・調査研究活動の充実

イ 埋蔵文化財の発掘調査・研究活動と収蔵機能の充実

Ⅲ 平成28年度 階上町教育委員会の主要施策

1. 特別支援教育支援員派遣事業（継続）

障害により教育的配慮を必要とする児童生徒を支援するため、学習支援員及び生活支援員を派遣し、特別支援教育の充実に努める。

学習支援員 — 道仏小、大蛇小、道仏中（各1名配置）
石鉢小2名、階上中2名

生活支援員 — 階上中1名配置

2. 特色ある学校づくり推進事業（継続）

「未来をになう人づくり」を掲げる町の振興計画に基づき、地域の自然、歴史、文化、人財を活用した体験を重視した学校の特色ある活動に対する支援を継続し実施する。

小学校—— 6校 中学校—— 2校

3. 放課後子ども教室推進事業（継続）

道仏小学校放課後子ども教室を継続し、地域住民の人財活用や放課後児童健全育成事業と連携を図るなど、子どもの安全で健やかな活動場所づくりを支援する。

4. 小中学校の学校施設・備品等の整備（継続）

町内小・中学校の学習環境を整えるため、施設及び備品の整備充実に努める。

小学校 — 赤保内小外構補修工事、石鉢小生徒用パソコン購入

中学校 — 道仏中職員室電話機購入

5. 小中学校の学校図書整備事業（継続）

読書活動は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするものであり、社会全体でその推進を図っていく必要があるため、「家読」を推進する。

6. 理科教育振興事業（継続）

・理科教育振興法に基づく理科教育振興の一環として理科教材教具等の整備を町内小中学校2校で実施する。（1/2）

小学校 — 階上小 中学校 — 道仏中

・小学校に理科の観察、実験の準備、調整等を行う補助員として、観察実験アシスタントを継続して全小学校配置する。 3名

7. エネルギー教育支援事業（継続）

原子力及びその他のエネルギーに関する教育に係る教材教具の整備等を町内小学校で実施する。（10/10）

小学校 — 階上小、石鉢小、大蛇小

8. 語学指導外国青年招致事業（継続）

小学校の英語が教科化したことに伴い、語学指導外国青年を2名体制とする。

9. ブックスタート事業（新規）

読書活動推進の一環として、乳児に絵本をプレゼントし、親子で本に触れあうきっかけづくりをする。

10. 郷土誌「はしかみ」復刻版作成（継続）

郷土誌「はしかみ」復刻本第8集（41号～45号／昭和60年～平成元年）を刊行し、歴史資料を通じた文化振興を推進する。

11. 町史編さん事業（継続）

大正からの近代史について、階上町役場に現存する資料を整理し編さんする。

12. 階上中学校グラウンド照明殺虫器等改修工事（新規）

漏電により故障したグラウンド照明殺虫器の改修等を行う。

13. 体育施設活用事業（継続）

各小中学校の体育館等を開放し、町内体育施設の利用調整や開放指導員の配置を行う。

14. 中学校床塗装工事（新規）

体育施設活用事業で利用している両中学校体育館の床塗装工事を行う。

15. 石鉢ふれあい交流館施設設備備品整備事業（継続）

トレーニングルームの設備を更新し、利用者の利便性の向上を図る。

16. 石鉢ふれあい交流館浄化槽撤去工事（新規）

公共下水道接続に伴い、浄化槽撤去工事を行う。

17. 道仏コミュニティセンター（仮称）整備事業（継続）

道仏体育館跡地に建設された、駅前・榊両地区の集会所機能を持つコミュニティセンター（仮称）の駐車場舗装整備工事等を行う。

IV 評価アドバイザー（学識経験者）による意見

階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告書を、階上町の教育方針、学校教育の方針と重点および社会教育の方針と重点にかんがみ、拝見したので、所見の一端を述べます。

初めに、特記すべき事項として

1. 新学習指導要領は平成 32 年度全面実施となり、平成 30 年度から移行措置が始まる。今回の改訂では、外国語と道徳が教科として位置づけられた。また、プログラミング教育も新たに導入された。
このような国の施策を受けて、平成 28 年度の階上町では、「はしかみ 2 1 プラン」の「未来をになう人づくり」のために、様々な事業を展開し、義務教育の充実に向け取り組んできたことに敬意を表したい。
2. 社会教育事業、社会体育事業の活動を支える施設設備は充実していて、多くの予算を必要とする補修・整備も計画的に進められている。多彩な内容のもとに行われている活動への支援も充実している。多くの分野で、運営委員、推進委員、ボランティア等地域の人財の育成と活用が進められている。

具体的には、

1. 新学習指導要領では、小学校 3・4 年生に外国語活動、5・6 年生に外国語科が新設されることから、ALT のニーズは高まっている。中学校でも国際社会に対応できる基本的な知識・技能の定着に努めることになる。
ALT の各校派遣回数、平成 28 年度は前年度より増加した。平成 29 年度は小学校からの派遣要望が更に増加することが見込まれ、より充実した外国語活動が展開され、児童生徒のコミュニケーション能力が高まっていくことを期待する。ALT の資質維持向上のための研修や人材評価を、町としても取り組んでいくことが必要である。
小学校の理科観察実験アシスタント配置は、理科専科のいない学校での成果は大きい。授業のサポート、理科室の整備、教材園の維持管理の他に、教材研究の相談など、教師の資質向上にも貢献している。
2. 就学援助により教育の機会を均等にすることができている成果は大きいと思われる。就学援助率は、今後も高くなっていくことが予想される。そこで、子育てしやすい階上町をアピールしていく方策の一つとして、給食費を公費負担とし、無料化を進めていくことも、考えられるのではないだろうか。
奨学資金貸付事業では、返済未納があるという課題に対して、貸付ではなく、奨学金の給付という方策も考えられる。
3. 学校施設設備の維持管理は、学校教育を支える大きな礎の部分である。今後も、各校の実情に合わせた事業を展開してほしい。
ICT 機器は、新学習指導要領で、小学校にプログラミング教育が新たに導入されることから、ますますその需要が高まってきている。計画的に補修・点検して、常に授業で活用できるように整備しておきたい。併せて、情報流出・SNS によるトラブル等に対応する危機管理対策も、いじめ防止対策と関連させながら、整える必要がある。

4. エネルギー教育支援事業や特色ある学校づくり事業は、小中学校の教育活動を直接活性化する重要な位置にあり、成果は大きい。キャリア教育の充実を図るためにも、学校内外における体験活動は、児童生徒が大きく成長する機会を提供している。
最近では、一般企業や公共団体が出前授業や体験学習の場を提供するようになってきているが、担任が学級の実態に合わせて実施することの成果は、大きい。そのためには、移動手段としての貸切バスの予算化が課題である。
5. インクルーシブ教育システムの施策においては、障害や発達課題を持つ子どもが増加しており、学校施設・教材の整備、特別支援教育支援員の確保、医療・専門機関との連携などの個々に応じた支援計画が課題となっている。
6. 子ども読書推進計画を策定すると同時にブックスタート事業を開始したことは、子どもの読書活動の充実を図る上で大きな成果が期待される。青少年の活動においては、多様な内容の活動を企画し、学校との連携を図りながら実施している。町子連の活動を支える中高生リーダーや地域の指導者を増やしていく必要がある。
7. 道仏交流センターがオープンし、生涯学習施設の整備が更に充実した。生涯学習の拠点である公民館の講座開設を伴う一体となった事業の展開が必要である。講座開設には、町内の人財が登録されているマナバンクの活用が大きな役割を果たすと考えられる。
8. スポーツ推進委員による自主事業の実施、体育事業の一部委託による自主運営等、人財を活用した事業が展開され、スポーツ施設の活用、整備も充実している。スポーツ賞の基準を見直し、スポーツに携わる多くの人に活動の喜びを体感させ、人財の育成を図ることに着手している。
9. 文化財や民俗資料、伝統芸能は、郷土への愛着や誇りを培うと共に、町民の日々の生活にうるおいと活力をもたらしている。収蔵されている文化財や民俗資料は、町民が直接接触することによりその価値が生かされる。展示のための整備が必要であり、伝統芸能の保存、後継者の育成にも更に意を尽くしていく必要がある。

終わりに

1. 教育委員会における施策や事業を、PDCA サイクル（点検・評価）を生かして展開していくことで、予算が膨らみ過ぎることを抑制し、限られた教育予算を計画的に執行している担当者の大変なご苦労を知ることができた。
教育現場であれば、子どもたちの変容した姿を評価し、報われることが多い。このような情報も取り入れた評価にしていくことが望ましいのではないかと感じた。
2. 社会教育、スポーツ振興、文化財保護の多様な内容は、全町民の生活に直接関わることが多い。計画に基づいた実施はもとより、計画的、継続的に町民のニーズや評価を調査、検討し、改善につなげていくことで施策が町民に浸透していくことになる。
生涯学習の拠点となる公民館の講座開設、図書館機能を備えた複合施設の整備が進められることを願う。

階上町教育委員会評価アドバイザー

氏名 丹波 勝 敏
氏名 元 沢 節 子

V 階上町教育委員会評価結果一覧表

No.	事業名	所管グループ	総合評価
1	確かな学力	学校教育グループ	A
2	児童生徒の健全育成	〃	A
3	教育環境の整備	〃	B
4	キャリア教育の充実	〃	B
5	インクルーシブ教育の構築	〃	B
6	奨学金貸与事業の充実	〃	A
7	健全育成活動の推進	社会教育グループ	B
8	青少年活動の充実	〃	B
9	生涯学習推進体制の充実	〃	B
10	生涯学習施設の整備	〃	B
11	学習情報の提供・相談活動の充実	〃	B
12	生涯学習事業の拡充	〃	B
13	生涯学習活動支援体制の充実	〃	B
14	芸術文化活動の推進・文化施設等の整備	〃	B
15	文化財の保存と活用・埋蔵文化財の保存	〃	B
16	スポーツ・レクリエーション活動の推進	〃	B
17	スポーツ施設の充実	〃	A

※事業毎「事業点検・評価シート」……別冊参照

【参考資料】

平成28年度教育委員会審議案件等一覧

○平成28年第3回 階上町教育委員会会議（平成28年4月27日）

- 報告第1号 専決処分した事項の報告について
(平成28年度階上町立小学校及び中学校の区域外(学区外)就学許可について)
- 報告第2号 専決処分した事項の報告について
(平成28年度階上町就学援助認定保護の決定について)
- 報告第3号 専決処分した事項の報告について
(階上町いのちを育む教育アドバイザーの委嘱について)
- 報告第4号 専決処分した事項の報告について
(階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱について)
- 報告第5号 専決処分した事項の報告について
(階上町東部地区小学校統合準備委員会委員の委嘱について)
- 報告第6号 専決処分した事項の報告について
(階上町奨学金貸与者の決定について)
- 議案第1号 階上町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

○平成28年第4回 階上町教育委員会会議（平成28年5月26日）

- 報告第1号 専決処分した事項の報告について
(3月専決処分した平成27年度教育費補正予算について)
- 報告第2号 専決処分した事項の報告について
(階上町青少年問題協議会委員の委嘱について)
- 議案第1号 階上町道仏交流センター条例の制定について
- 議案第2号 6月定例議会に付議する平成28年度教育費補正予算について
- 議案第3号 階上町教育支援員会委員の委嘱について

○平成28年第5回 階上町教育委員会会議（平成28年8月23日）

- 報告第1号 専決処分した事項の報告について
(階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱について)
- 報告第2号 専決処分した事項の報告について
(階上町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則を定めることについて)
- 報告第3号 専決処分した事項の報告について
(階上町道仏交流センター条例の施行期日を定める教育委員会規則を定めることについて)
- 議案第1号 階上町道仏交流センター条例施行規則の制定について

議案第 2 号 9 月定例議会に付議する平成 27 年度教育費決算の認定について

議案第 3 号 9 月定例議会に付議する平成 28 年度教育費補正予算について

○平成 28 年第 6 回 階上町教育委員会会議(平成 28 年 10 月 14 日)

報告第 1 号 階上町教育委員の選任について

議案第 1 号 教育長の職務代理者の指名について

議案第 2 号 階上町文化賞表彰について

議案第 3 号 階上町スポーツ賞表彰について

○平成 28 年第 7 回 階上町教育委員会会議(平成 28 年 11 月 22 日)

議案第 1 号 八戸市階上町田代小中学校組合の解散について

議案第 2 号 八戸市階上町田代小中学校組合の解散に伴う財産の処分について

議案第 3 号 12 月定例議会に付議する平成 28 年度教育費補正予算について

○平成 29 年第 1 回 階上町教育委員会会議(平成 29 年 2 月 10 日)

報告第 1 号 専決処分した事項の報告について

(階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について)

議案第 1 号 階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定について

議案第 2 号 3 月定例議会に付議する平成 28 年度教育費補正予算について

議案第 3 号 3 月定例議会に付議する平成 29 年度教育費当初予算について

議案第 4 号 階上町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告に関し議決を求めることについて

議案第 5 号 階上町東部地区小学校統合に関する教育委員会の基本方針に関し議決を求めることについて

○平成 29 年第 2 回 階上町教育委員会会議(平成 29 年 2 月 22 日)

議案第 1 号 学校職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて

○平成 29 年第 3 回 階上町教育委員会会議(平成 29 年 3 月 27 日)

報告第 1 号 専決処分した事項の報告について

(学校職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて)

報告第 2 号 専決処分した事項の報告について

(階上町教育委員会事務局職員の人事異動について)

議案第 1 号 階上町文化財指定について

議案第 2 号 平成 29 年度階上町教育行政基本方針に関し議決を求めることについて

【参考資料】

階上町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱

(平成 20 年 5 月 20 日教育委員会要綱第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価をするため、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第 2 条 階上町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、毎年、前年度の教育に関する事務が階上町教育委員会主要施策に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第 3 条 教育委員会は、点検及び評価についての客観性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第 4 条 点検及び評価の結果は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(町議会への報告等)

第 5 条 点検及び評価の結果については、報告書を策定して町議会へ提出するとともに公表するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 6 日から施行する。

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条（一部省略）

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について

（通知）（一部省略）

19文科初第 535号
平成19年7月31日
文部科学事務次官通知

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

（3）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

- ① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任をはたしていく趣旨から行うものであること。
- ② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。
- ③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。